

港湾空港新技術・新工法積算標準化作成 実施要領

(総則)

第1条 本実施要領は、一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下「SCOPE」という。）が実施する積算標準化作成に適用する。

(目的)

第2条 積算標準化作成は、港湾空港工事に関する新技術・新工法の普及を促進することを目的として、「港湾土木請負工事積算基準」、「空港土木請負工事積算基準」（暫定基準を含む）（以下「本基準」という。）に掲載されていない港湾空港工事に関する新技術・新工法について、本基準に準ずる積算基準（以下、「積算標準化」という。）とするために行う。

(申請)

第3条 積算標準化を希望する者（以下「申請者」という。）は、SCOPE理事長あてに、様式-1 に示す申請書を提出する。

(受付審査)

第4条 SCOPEは、申請があった新技術・新工法について、別紙-1 に示す受付基準に基づき受付の可否を審査し、その結果を申請者に通知する。

2 受付審査に係る期間は、申請書を受理した日の翌々月の月末までとする。

(検討体制等)

第5条 SCOPEは、積算標準化研究会及び積算標準化ワーキンググループを設置し、新技術・新工法の積算標準化について検討する。

2 積算標準化研究会及び積算標準化ワーキンググループの委員の構成は別紙-2 のとおりとする。

3 検討期間は、1年間を基本とする。

4 積算標準化の検討過程において、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

(申請費用)

第6条 審査・検討にかかる経費は、一申請につき300万円とする。

2 申請者が、SCOPE賛助会員（法人会員）の場合は、前項の費用について優遇措置を講じる。

賛助会員（法人会員）の、一申請につき費用は以下とする。

- ・ A会員 100万円
- ・ B会員 150万円
- ・ C会員 200万円

申請者が複数の会社で構成される組織（協会、団体等）の場合は、賛助会員の構成を考慮して上記の優遇措置を講じる。

(積算標準の改訂)

第7条 積算標準化された新技術・新工法について、改訂を希望する者はSCOPE理事長あてに様式-2に示す申請書を提出する。改訂にかかる費用は、60万円とする。

2 申請者が、SCOPE賛助会員（法人会員）の場合は、前項の費用について優遇措置を講じる。

賛助会員（法人会員）の、一申請につき費用は以下とする。

- ・ A会員 20万円
- ・ B会員 30万円
- ・ C会員 40万円

申請者が複数の会社で構成される組織（協会、団体等）の場合は、賛助会員の構成を考慮して上記の優遇措置を講じる。

(認定書の発行)

第8条 SCOPEは、積算標準化された新技術・新工法について認定証を発行するものとする。

(積算標準の公表)

第9条 積算標準化された新技術・新工法は、SCOPEが発刊する「港湾新技術・新工法積算基準ライブラリー」に掲載する。

(その他)

第 10 条 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項はSCOPE理事長が定めることができる。

付則 本実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。